

# 地上デジタル音声放送作業班設置要綱

平成13年5月31日

第37回規格会議決定

## 1 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第18条の規定に基づき、標準規格「地上デジタル音声放送の伝送方式」（ARIB STD-B29）及び「地上デジタル音声放送用受信装置」（ARIB STD-B30）の維持改定を行うため、地上デジタル音声放送作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

## 2 審議事項

作業班は、標準規格「地上デジタル音声放送の伝送方式」（ARIB STD-B29）及び「地上デジタル音声放送用受信装置」（ARIB STD-B30）に関する改定等の原案を作成する。

## 3 構成

- 一 作業班は、細則第19条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第20条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

## 4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

## 5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。